

安中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成28年3月31日

安中市訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して安中市職員（非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が法第7条に規定する事項に関して適切な対応を行うために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、事務又は事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）を理由として、法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定を実施するに当たって、別に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該除去の実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、当該除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定を実施するに当たって、別に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、職員が障害者に対する不当な差別的取扱いを行わないよう注意し、及び職員が障害者に対して合理的配慮を提供する環境の整備をするため、次の各号に

掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 障害者に対する合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害者に対する不当な差別的取扱いに関する問題が生じた場合は、当該問題の解決に向けて迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職務上の義務違反等)

第5条 職員は、次に掲げる事項に該当する場合は、その態様等により、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと判断されることに留意する。

- (1) 障害者に対して不当な差別的取扱いをした場合
- (2) 過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合
(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる課に相談窓口を設置する。

- (1) 総務部職員課
- (2) 市民部市民課
- (3) 保健福祉部福祉課
- (4) 松井田支所住民福祉課

2 前項の相談等を受ける場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ装置又は電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）に加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 市長は、相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、及び事実を確認した上で、職員による障害を理由とする差別があると認めるときは、速やかに当該差別の是正措置、再発防止策等を講ずるものとする。

4 第1項の相談窓口に寄せられた相談等の内容は、総務部職員課に集約し、相談者のプライバシーに配慮した上で組織内において情報の共有を図り、今後の相談等において活用することとする。

5 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 市長は、職員による障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。